

緊急



# 製造業の死亡災害が急増しています!

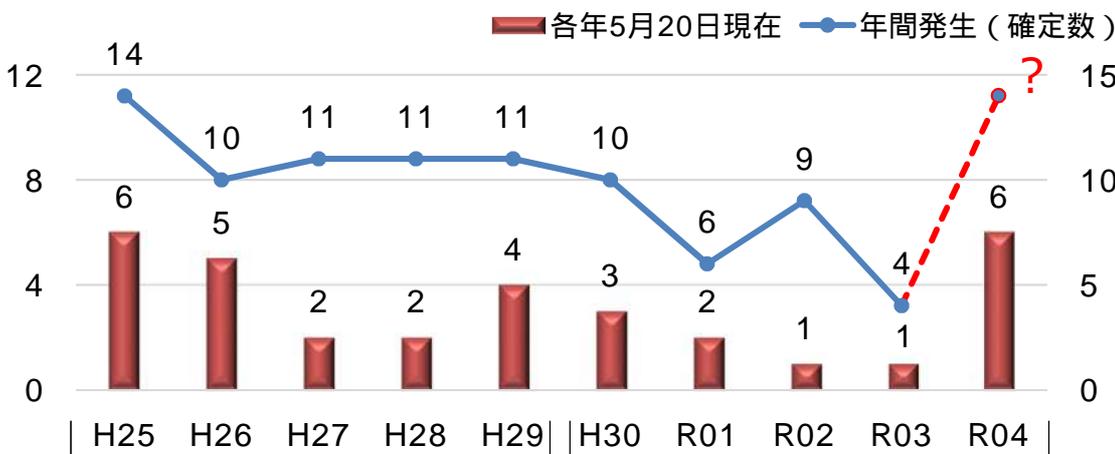
大阪府内における令和4年の死亡災害は、5月20日現在16人で、昨年同期に比べ2人の増加（前年比 14.3%増）となっています。

そのうち製造業は、6人で昨年同期の1人を大幅に増加し（前年比 500.0%増）全体の4割近くを占める状況となっています。

近年の製造業の死亡災害発生推移から、1年間に発生する死亡災害の傾向は、5月20日までの発生数の2.0倍（最低）～9.0倍（最高）、平均で4.2倍となっており、このままの状況が続くと「大阪労働局 第13次労働災害防止推進計画」の目標の9人を大きく上回る恐れがある事態となっています。

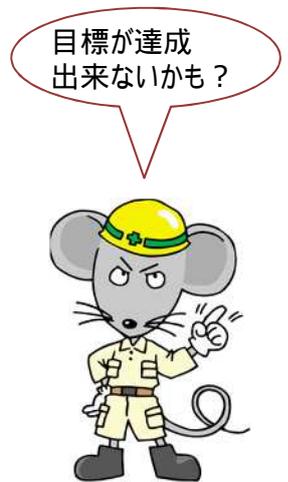
死亡災害を防止するため、「安全見える化活動」「安全Study活動」「リスク評価推進活動」「命綱GO活動」「今日も1日ご安全に活動」の5つの活動に取り組むリスク“ゼロ”大阪推進運動に一丸となって取り組みましょう。

製造業 死亡災害発生推移



第12次労働災害防止推進計画期間

第13次労働災害防止推進計画期間



# 令和4年 製造業死亡災害事例

番号	発生日	業種	性別	年齢	職種	経験	事故の型	起因物	発生状況
1	1月	その他の金属製品製造業	男	20代	作業員	3ヶ月	飛来、落下	金属材料	鋼管製品の仕上がり寸法を確認するため、鋼管架台に配置された鋼管を、手で回転させながら探していたところ、架台から鋼管が落下して腹部を直撃した。
2	1月	その他の土石製品製造業	男	50代	作業員	1ヶ月	崩壊、倒壊	石、砂、砂利	再生砕石を堆積した山（以下「砕石山」という。）の下で、砕石山から切り崩したものを手作業で廃材等を取り除いていたところ、砕石山が崩れて生き埋めになった。
3	2月	その他の金属製品製造業	男	50代	金属研磨工	5ヶ月	はさまれ、巻き込まれ	研削盤、バフ盤	工場内で手持ちドリルに円盤状ワイヤーブラシを取り付け、排水管継手の溶接による焼け部分を磨き取る作業をしていたが、首に黒い布を巻き付けて意識を失い倒れているところを発見された。
4	3月	印刷業	男	40代	印刷作業員	15年	墜落、転落	開口部	2名で工場内の清掃作業をしていたが、同僚の姿が見えなくなったため探したところ、点検通路に通じる高さ215cmのタラップの昇降用開口部の下で、意識不明の状態が発見された。
5	4月	プラスチック製品製造業	男	40代	プラスチック製品製造工	14年	飛来、落下	エレベータ、リフト	荷物用エレベーターを2階から1階に降下させた際、昇降路の途中で搬器が停止してしまったため、バールを持って1階から昇降路内に立ち入ったところ、搬器が落下した。
6	4月	印刷業	女	20代	印刷作業員	10年	はさまれ、巻き込まれ	印刷用機械	印刷機のデリバリ部分のカバーを開け、ウェスを用いて清掃作業をしていたところ、回転中のデリバリ竿とカバーのステア部分に頭を挟まれた。



職長等の安全衛生教育の適用業種が拡大

検索



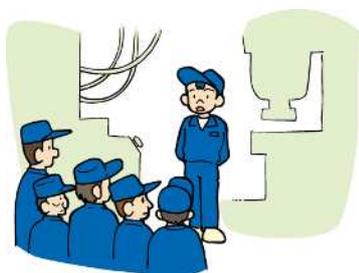
## 職長等の安全衛生教育の対象業種が拡大されます

施行日：令和5年4月1日

労働安全衛生法第60条の規定により、事業者は、その事業場の業種が労働安全衛生法施行令第19条で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者直接指導又は監督する者に対し、安全衛生教育を行わなければならないこととされています。

労働安全衛生法施行令の改正により、職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種に、これまで対象外であった「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業（ ）を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」が新たに加わります。

すでに職長教育の対象



職長とは？

「作業中の労働者を直接指導又は監督する者」と定められています（労働安全衛生法第60条）。職長とは総称に過ぎず、事業場によっては、監督、班長、リーダー、作業長等さまざまな名称で呼ばれています。

仕事を行う上で、現場で指揮命令する人が職長です。

（出典 中災防発行「職長の安全衛生テキスト」をから抜粋）

# 「STOP!! 死亡災害2022」活動（抜粋）

## 実施趣旨

死亡災害の増加が著しい製造業及び死亡災害の4分の3が墜落・転落災害であり、昨年熱中症により死亡災害が1人発生し、本年においても、さらに増加することが懸念される建設業の死亡災害の発生を抑え込み、大阪労働局第13次労働災害防止推進計画で掲げた死亡災害を年間51人以下とするため実施する。

1. 対象 製造業及び建設業
2. 実施時期 令和4年6月・7月・8月の3か月間
3. 製造業の労働災害防止対策に係る重点項目
  - (ア) 作業開始前のKY活動の実施
  - (イ) クレーン等の危険作業において、有資格者の配置
  - (ウ) フォークリフト作業時における作業計画の策定と遵守
  - (エ) プレス作業などの危険作業における安全装置の有効使用の徹底
  - (オ) 機械の掃除や修理時における当該機械の運転停止措置の徹底



## リスク“ゼロ”大阪推進運動

リスク“ゼロ”大阪推進運動は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で自主的に安全衛生活動を実践し、職場風土と安全文化を構築していくための啓発運動です。

この運動は、平成30年度を初年度とする「大阪労働局第13次労働災害防止推進計画」の目標を達成するため、工場、現場、事務所、店舗などの**職場に潜むリスクの洗い出し**を行い、これに基づき設備の改善、作業手順の見直し、安全衛生教育の実施などの対策の徹底により、**災害のリスクをなくし、「正規」「非正規」等の区別無く、全ての労働者の健康が確保され、安全・安心に働くことができる職場の実現**に取り組むものです。

◆ **スローガン** ◆ 『 **リスク無くして、ゼロ災害** 』 ◆ 期 間 ◆ 平成30年度から5か年

～ 取り組もう！ 5つの活動～

### 安全見える化活動

- 「年間安全衛生計画」を作成・実行し、「安全衛生活動」見える化
- 事業場の総点検を実施し、「危険場所」、「危険箇所」及び「危険作業」見える化 など

### 安全Study活動

- 各級管理者安全衛生教育、危険体感教育、eラーニング教材を使用した計画的な教育の実施
- 高齢者、外国人、非正規労働者は、特性に応じた雇い入れ教育、危険体感教育の実施 など

### リスク評価推進活動

- 「年間安全衛生計画」にリスクアセスメントの実施及び結果に基づく措置を盛り込む
- 作業ごとにリスクアセスメントを実施し、これに基づく低減措置の実施、残存リスクの見える化 など

### 命綱GO活動

- 安全帯（墜落制止用器具）使用の重要性を再認識し、作業者間で相互の使用確認の徹底
- 二丁掛安全帯を基本に高所作業におけるフルハーネス型安全帯の使用の徹底 など

### 今日も一日ご安全に活動

- 災害事例等の労働災害防止資料が掲示できる安全掲示板を設置し、安全意識の高揚を図る
- 交通労働災害を分析し、交通危険マップ、事故発生マップの作成、周知 など

リスク“ゼロ”大阪推進運動

検索





## 1. 安全衛生教育の重要性

機械設備の安全化、作業マニュアルの整備などによる安全対策が講じられたり、リスクアセスメントの取組みが進められていますが、実際に作業を行う労働者や、労働者を指揮・監督する者が安全についての知識や技能を十分に有していないと、これらの安全対策も実効をあげることができません。特に危険な業務に従事する労働者が安全についての知識、技能を十分に持たないで作業方法を誤ってしまうと、すぐさま大きな労働災害につながりかねません。

このような安全衛生に関する知識を付与する安全衛生教育は、労働災害を防止する上で大変重要な意義を持っています。

このため、厚生労働省では、「安全衛生教育等推進要綱」を定め、各種の安全衛生教育の計画的な推進を図っています。

## 2. 教育の種類

労働安全衛生法により義務付けられている教育

雇入れ時教育 作業内容変更時教育 特別教育 職長等教育

実施に努めなければならない安全衛生教育

安全管理者等労働災害を防止するための業務に従事する者に対する能力向上教育  
危険または有害な業務に従事する者に対する安全衛生教育 健康教育



安全衛生教育等推進要綱で実施が推奨されている安全衛生教育（抜粋）

	対象者	教育の実施
1	危険有害業務（就業制限業務および特別教育対象）に準ずる危険有害業務に初めて従事する者	特別教育に準じた教育、危険有害業務従事者教育
2	危険有害業務および作業強度の強い業務に従事する者等	高齢時教育（おおむね45歳に達したとき）
3	安全推進者、職長等	能力向上教育に準じた教育
4	作業指揮者	指名時の教育
5	安全衛生責任者	選任時の教育、能力向上教育に準じた教育
6	危険性又は有害性等の調査等担当者・労働安全衛生マネジメントシステム担当者	指名時の教育
7	特定自主検査に従事する者	能力向上教育に準じた教育
8	定期自主検査に従事する者	選任時の教育
9	生産技術管理者、設計技術者	機械安全教育
10	経営トップ等	安全衛生セミナー
11	管理職	安全衛生教育
12	その他・安全衛生専門家	実務向上教育

## 3. 教育の実施

教育の実施に当たっては、教育内容の充実を図りつつ、計画的に実施していくことが重要です。

### 1. 実施計画等の作成

教育の種類ごとに、対象者、実施時期、実施場所、講師、教材等を定めた年間の実施計画の作成

### 2. 実施責任者の選任

実施計画の作成、実施、実施結果の記録・保存等教育に関する業務の実施責任者の選任

### 3. 教育内容の充実

ア 教育内容の充実のため、講師、教材の選定について留意

イ 高年齢労働者、外国人労働者および就業形態の多様化等に適切に対応

### 4. 安全衛生教育センターの活用

安全衛生教育水準の向上を図るため設置された安全衛生教育センターを活用し、より有効な安全衛生教育の実施